

生徒会執行役員選挙管理規定

第1条

本規定は、規約第6条の定める所による。

第2条（被選挙人）

会長1名、副会長2名を選出する。

書記・会計および広報若干名は、会長が指名し、協議会の承認を得る。

第3条（選挙の時期）

選挙は、11月中に終了しなければならない。

第4条（公示）

- 1 公示は選挙管理委員会（以下「選管」とする）が投票日の20日程前に行う。
- 2 立候補者の受付方法については選管が決定し公示する。

第5条（立候補）

- 1 立候補者には責任者を1名必要とする。
- 2 責任者は、立候補の届け出を選管に行う。

第6条（推薦）

- 1 第5条による立候補者数が、核被選挙人数に満たない場合に

行う。

- 2 推薦は各クラス1名以上とする。
- 3 選管は各クラスの推薦した者から、候補者の適当は調整を行うものとする。

第7条 （選挙運動）

- 1 選挙運動は、選管の定める範囲において届け出と同時に行うことができる。ただし、投票日前日までとする。
- 2 立会演説会は、選管が管理する。
- 3 立候補者は応援演説者を置くことができる。

第8条 （投票）

- 1 投票は、会長は単記無記名、副会長は2名無記名とする。ただし、対立候補のない場合は信任投票を行う。
- 2 投票用紙は、選管の定めるものとする。

第9条 （投票の無効）

次の場合、選管の決定により投票は無効となる。

- 1 選管の定める投票用紙を使用しない場合
- 2 選管の定める方法以外による記入の場合
- 3 判読不明の場合

第10条 （開票）

- 1 有効投票数は、全会員数の4分の3以上とする。
- 2 有効投票者数に満たない場合は、すみやかに再投票行う。

第 11 条 （当選）

- 1 得票数の上位の者より被選挙人数までを当選とする。
- 2 信任投票の場合は、有効投票数の過半数を得た場合当選とする。

第 12 条 （当選の公示）

選管は、当選者決定後直ちに当選者氏名を公示しなければならない。

第 13 条 （選挙違反）

選管は、選挙違反を発見した場合または届け出があった場合は、直ちにこれを調査し処理する。

第 14 条 （再選挙）

- 1 当選者がいない場合または定員に満たない場合に行う。
ただし、すでに当選した者についてはこれを有効とする。
- 2 候補者は、第 5 条および第 6 条に準じる。
- 3 選挙方法は、第 7 条以下に従う。

第 15 条 （改正）

本規定の改正に関しては、規約 44 条にもとづく。